

## 〈資料2〉

### 「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託仕様書

#### 1 業務名

「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業業務委託

#### 2 事業の目的

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」(以下、「総合計画」という。)の内容を「じぶんごと」として理解する機会を生み出すべく、2040年の秋田に向かって秋田で働き、暮らす方の取組や想いにフォーカスし、県民等が秋田を選択する「きっかけ」を生み出すことを目的とする。

なお、当該委託業務は、秋田県が実施する「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業の一部であり、その全体像は次の図のとおりである。



#### 〈参考〉

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」掲載ページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/94577>

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

#### 4 業務委託の内容

次の各項に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し、実施すること。

##### (1) ショート動画の制作・発信

総合計画が県民等にとって「じぶんごと」となるよう、秋田を選択して取り組んでいるプレイヤーの想いが他者へ波及する発信を次により行うこと。なお、制作した動画は県公式 Instagram「あきたの声と夢が集まるアカウント」から発信することを基本とする。

##### ①秋田をフィールドに取り組んでいるプレイヤーに関する動画投稿

秋田を選択し、秋田での仕事や暮らしを楽しみながら、想いをもって取り組んでいるプレイヤーについて、秋田の魅力や秋田を選択した理由、将来への展望等を共有する動画を制作すること。なお、総合計画で区分する八つの政策分野ごとに2名程度ずつ、適切なプレイヤーを選定することとし、受託者の提案に基づき、県と協議の上、人選することとする。ただし、人選に当たっては、秋田県庁内の各部局から推薦を受けるなど、県も適切なプレイヤー選定のために連携する。

制作する動画については、インタビュー形式の動画を想定しているが、Instagramのトレンドを研究し、閲覧数やリーチ数が確保できる投稿となるよう工夫すること。

また、撮影の際は、実際の仕事や暮らしの様子が認識できるよう、適宜現地に赴いて撮影すること。

##### ②「リアルな共創の場」への集客を促進するための動画投稿

4(2)②に示すとおり、一人ひとりの県民をはじめ、企業、大学、NPOなど、地域の多様な主体がつながりをつくりながら共創していく仕組みと場（以下、「共創の場」という。）を構築するので、共創の場に多くの県民等が参加し、共創が生み出されるきっかけとなる動画を制作すること。なお、動画の制作に当たっては、開催したイベントの様子を盛り込み、県民等が「参加してみたい」と感じられる投稿となるよう工夫すること。

##### ③動画コンテンツの想定本数と投稿時期

動画コンテンツの内容・想定本数は次のとおりとする。

##### ア ①に関する投稿

投稿本数：8政策×2名以上×2本（32本以上）

投稿時期：1か月あたり2～3本程度（令和8年7月から令和9年6月分）

##### イ ②に関する投稿

投稿本数：12本以上

投稿時期：8月以降、イベントの開催に合わせて制作・投稿

※全県単位の大規模イベントを2回、地域単位での小規模イベントを8回実施する想定。

##### ④動画の制作に当たって

動画は公式 Instagram へのリール動画(9:16)として掲載するものとし、閲覧数とリーチ数が高い動画とするために、インフルエンサー等とのタイアップやコラボ投稿を行う取扱いを可能とする。ただし、選定するインフルエンサー等は、県

と協議の上、決定するものとする。また、web 広告の実施も可能とするが、その手法やターゲットとする年代等は、県と協議の上定めるものとする。

#### ⑤成果指標の設定

当該業務の実施に当たっては、動画へのアクセス数を意識しながら進める必要があることから、成果指標とその目標値を設定して業務を進めることとし、その際に定める成果指標とその目標値は企画提案書により提案するものとする。ただし、公式 Instagram プロフィールページへのアクセス数と動画コンテンツの平均リーチ数及び平均再生数は成果指標として必ず設定し、その他の成果指標については、受託者決定後、県と協議の上、最終決定するものとする。なお、公式 Instagram のインサイトは、適宜受託者へ提供するので、実績を踏まえて県と協議の上、動画の制作方針等について適宜ブラッシュアップを行うこと。

### (2) 関連委託事業との連携

当課が実施する「意見投稿プラットフォームサイト構築事業業務委託」や「地域共創空間構築事業業務委託」と次のとおり適切に連携すること。なお、具体の連携手法については、各委託事業の受託者決定後に打ち合わせの機会を設け、決定する。

#### ①「意見投稿プラットフォームサイト」との連携

県民等が想いや意見を表明したり、アイデア等を自由に書き込むことのできるウェブサイトを構築するので、当該ウェブサイトの周知や活用方法について、効果的な発信とするために連携して取り組むこと。

#### ②「リアルの共創の場」との連携

一人ひとりの県民をはじめ、企業、大学、NPO など、地域の多様な主体がつながりをつくりながら共創していく仕組みと場を構築するので、県民等が多数参加する仕掛けづくりについて、連携して取り組むこと。

### (3) 全体計画の策定

事業の目的の達成のためのコンセプトや各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、適切に業務を遂行すること。

### (4) 独自提案

2に記載する事業の目的を達成するために、(1)及び(2)に掲げる業務以外の取組を独自提案として提案できることとする。ただし、独自提案の実施手法については、県と協議の上、決定するものとする。

## 5 打ち合わせ協議及び校正確認・調整

### (1) 打ち合わせ

受託者は、業務の実施に当たり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

### (2) 校正確認・調整

制作する動画コンテンツは、作成した動画から随時、県の校正を受けること。校正は動画ごとに2回程度実施する。なお、タイアップやコラボにより制作した場合にあっては、当該クリエイターと協議の上、行うものとする。

## 6 成果品の納入

校了した動画について、投稿日の1週間前を目安に電子データを納入すること。なお、タイアップやコラボ投稿のために、インフルエンサー等が動画制作をした場合も同様とする。また、委託業務が完了したときは、業務委託完了届と実績報告書を1部ずつ電子データにより提出すること。ただし、令和9年4月以降に投稿を予定している動画については、委託期間内（令和9年3月31日まで）にすべて一括して納品すること。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 契約金額について

契約金額には、本業務委託に関わる一切の経費を含むものとする。なお、選定したプレイヤー等の取材やタイアップやコラボ投稿を行う場合に発生した旅費や報酬等についても契約金額に含まれるものとする。

### (2) 業務の履行に関する措置

- ① 委託者は、本業務委託(再委託した場合を含む)の履行について、著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

### (3) 成果品の利用

- ① 受託者が本業務委託の遂行により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者はこれらの成果品を無償で自由に二次利用できることを基本とする。ただし、これによることができない場合は、委託者へ協議し同意を得ること。
- ② 人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる成果品は、必ず本人又は施設関係者等の同意を得ること。
- ③ 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- ④ 成果品に出演者の肖像権が発生する場合にはあらかじめ許諾を得ること。
- ⑤ 受託者は、委託者の承諾無しに、成果品に係るデザイン等を他に流用することができないものとする。

### (4) 機密の保持

- ① 受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を実施するに当たり、業務上知り得た情報を開示、漏洩、又は本業務委託以外の用途に使用してはならない。

- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- ③ ①及び②の項目については、契約期間終了後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し、必要の都度、双方協議しながら進めるものとする。そのため、常に協議可能な体制を整えること。
- (2) 業務の内容は現時点での予定であり、企画提案競技における提案内容等に基づき、受託者と協議の上、変更することがある。また、本業務は秋田県政策企画部マーケティング戦略課の助言を受けながら実施するため、同席を求められた場合は対応すること。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。